

だんじょきょうどうさんかく じんけんかだい

5 男女共同参画にかかるとん権課題

「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の制定により、女性の人権保障や男女共同参画社会の実現に向けての法整備が進みました。大和市では、「男女共同参画プラン」を策定してさまざまな取組みを行っています。しかし、男女共同参画社会の実現に向けては、まだ道半ばという状況であり、「政治的及び公的分野における女性の参加を促進するための取組」、「女性に対する暴力に関する取組強化」等、多くの解決すべき課題が山積しています。

特に女性は、「慣習や制度による生き方の制限」、「就労の分野での不利益」、「親しい人からの暴力被害」といった苦境に陥りやすいと考えられます。こうした問題を解決し、すべての人がそれぞれの個性を生かし、能力を發揮することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

(1) 男女共同参画社会の推進

男女がともに家事や子育て、介護、地域活動などに積極的に参加することが必要です。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、大きな課題となっています。多様な意思を政策・方針決定過程に反映するためにも、あらゆる場面において、女性の参画の拡大が必要です。審議会や就労分野等において、女性が参画する割合を拡大するためにポジティブ・アクション^{*9}が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に施策を推進していきます。

【主な取組みの方向】

男女共同参画における変化する社会情勢に対応できるよう調査・検討を行います。また、あらゆる場面において、地域と行政、NPO、民間事業者等が積極的に連携し、男女共同参画社会を推進します。

女性が役員等、意思決定の場に参画しやすい環境づくりへの支援を行い、関係機関と連携し意識啓発を推進します。

(2) 社会制度・慣行・意識の見直し

男女がともに責任を担う社会の構築を図るために、家族形態の変化やライフスタイルの多様化に伴い、男性が主に働くことを前提とした世帯単位の制度から個人単位の制度への変更や、家庭、地域、学校、職場等様々な場における慣行の見直し、個人の意識の変化が必要です。

【主な取組みの方向】

家庭・地域・学校・職場等のあらゆる場面において性別役割分担意識を見直し、教育機関・行政・企業・関係団体等が連携し、啓発を進めます。

(3) 性別にとらわれない教育の推進

次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように育てていくことが大切であり、子どもたちから男女共同参画の考え方や将来を見通した自己形成ができるよう取り組みます。家庭、地域、学校、職場等が相互に連携し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自分の人生を主体的に考えることができるための教育が必要です。

【主な取組みの方向】

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自分の人生を主体的に考えることができるように、個性や能力を生かす職業観や生活観を育む教育を推進します。また、からだと性について男女が互いに尊重し、責任ある行動が取れるよう学校や地域における健康教育と多様な相談体制を充実させます。

(4) 仕事と家庭を両立するための環境整備

仕事と生活の調和が大切であるとする考え方が広まる一方で、男性は長時間労働に従事し、共働き世帯であっても、女性が家事の多くを担っている状況にあります。男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、事業主と労働者への働きかけとそれをサポートする取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

職場において、性別にとらわれず個人の意思や能力に応じて人材の配置・職務の分担が行われ、働く人が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス^{※10}の考え方やダイバーシティ^{※11}の啓発、経営上のメリット・必要性、具体的な取組み方法についての情報や学ぶ機会を提供し、雇用する側と働く側の意識啓発に努めます。

(5) 男女ともに働き続けるための環境整備

働きながら出産や子育てができる制度の整備や、男性が子育てや介護等、家庭での役割を積極的に担える環境整備や互いに支え合えるネットワークづくりが必要です。男女がともに安心して働き続けることができるよう、子育てや介護などの相談がしやすい環境整備が必要です。また、人格や尊厳を侵害する、職場におけるモラルハラスメントやパワーハラスメントの根絶に向け、引き続き取り組むことが必要です。

【主な取組みの方向】

男女が安心して育児休暇・介護休暇を取得できるよう、職場環境の整備を図るとともに雇用する側と働く側への啓発に努めます。

働く男女の多様なニーズに対応できるよう保育施設等の充実に努めます。また、子育て総合窓口の役割を担う施設の充実に図るとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会における子育て支援を行います。

(6) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）や性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、マタニティ・ハラスメント^{*12}等の女性に対する暴力は、現代社会が抱える大きな問題です。その社会問題の根絶のため、DV等の女性に対する暴力についての認識を広め、被害者の立場を考慮したきめ細かい支援の充実に努めます。また、男性に対する暴力に対しても同様に対応していく必要があります。

【主な取組みの方向】

女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、情報収集・提供に努めます。

DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携し、迅速に保護します。

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止のため、雇用する側と働く側への啓発・周知に努めます。

(7) 外国につながる女性への保護と支援【再掲】

コミュニケーション、生活習慣の相違、合法的な滞在を目的とした婚姻関係等に伴うトラブルから、外国につながる女性へのDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等が発生しています。また、妊娠・出産の可能性もあることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、生活の中で不安や困難を経験することが考えられるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

【主な取組みの方向】

外国につながる女性のDV被害者等のための専門相談機関やNPO等との連携を図り、相談・保護・救済の体制を整備します。

(8) 性の尊重と生涯を通じた健康支援

すべての人の人権を尊重するためには、人間の尊厳にかかわる性の尊重が必要です。また、誰もが、主体的に行動し、生涯を通じて自立した生活を送るためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、その健康状態に応じて適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育、普及啓発、検診体制が必要です。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面します。そこで、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の人生の各段階を健康的に過ごすための取り組みが必要です。

【主な取り組みの方向】

人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権としてとらえる意識づくりに努め、学校や地域において性に関する学習の機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※13}の理念に関する知識や、性的マイノリティ^{※14}に関する正しい理解の普及に努めます。また、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識普及と啓発に努めます。

【男女共同参画にかかるとん人権課題】 とくに たいせつなこと

- ・あらゆる場面において、
すべての人が性別にとらわれずに活躍できる社会にすること。
- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、
自分の人生を主体的に考えることができる社会にすること。
- ・性は多様であると考え、
すべての人が「自分らしく」生きることのできる社会にすること。

※9 ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定など。

※10 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となり、性や年齢にかかわらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。男性も育児・介護・家事や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになり、女性については、仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になる。

※11 ダイバーシティ

もともとは「多様性」の意。人種、性別、年齢、個性、価値観、健康状態等、あらゆる多様性を積極的に受け入れることで、優秀な人材を幅広く確保し、ビジネスの成長につなげようとする考え方。

※12 マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産や育児休業などを理由とした解雇や減給、降格、退職の強要などの労働者にとって不利益な取扱いのことで、法律で禁止されています。

※13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性の人権の重要な一つとして認識される、性と生殖に関する健康と権利。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

※14 性的マイノリティ

セクシャルマイノリティやLGBTとも呼ばれ、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）などといった人々を表した言葉です。